

平成25年度 さいたま市男女共同参画施策に関する苦情の申出の処理状況

1 申出・処理件数

申出件数	4件
処理件数	7件（前年度繰越4件含む）
繰越件数	1件

2 概要

調査を行ったが、勧告等を行っていない申出（7件）

申出内容	処理状況
<p>収受番号24-7</p> <p>私は、過去1年10カ月、埼玉県さいたま市域の学童保育所（学童保育クラブ）・児童館、約20カ所に応募したが不採用だった。このことは、男性逆差別であり、かつ、男女共同参画基本法第4条（社会における制度または慣行についての配慮）に違反しているものである。保育園・学童保育／児童館・幼稚園には、男性がほとんど進出していないのが現状である。これらの職場に、男女を均等に働かせるべきである。男女共同参画基本法は、理想ばかり掲げている。労働者を守らない「労基法」と同じ「ざる法」としか思えない。一日も早く女50％・男50％の保育界にして欲しい。</p> <p>（申出 平成25年2月13日）</p>	<p>確かに、保育園・幼稚園・学童保育・児童館に稼働する職員の男女比は女性の割合が高いが、この理由は、①そもそも応募の段階で女性の割合が高いこと、②非常勤職員については、待遇が悪いため生計維持が困難であるとの理由で男性職員の退職率が高いことにある。むしろ、学童保育では、男性職員の存在を必要としているとの実態もある。</p> <p>したがって、保育園・幼稚園・学童保育・児童館の職員数の男女比に不均衡が生じていることは、男性逆差別の結果とは言い難く、勧告等を行わないことにした。</p> <p>（処理 平成25年7月5日）</p>
<p>収受番号24-8</p> <p>人事課は、『さいたま市行財政改革白書』（2012年10月発行）中の「管理職への女性登用」事業の実績として「15.8%」（2010年度）と「16.1%」（2011年度）を示し、説明として「管理職の女性登用率は…政令市中1位を保っている状況である」と記述(198ページ。【第1号証】)し、あたかもさいたま市は男女共同参画に熱心のように装っていますが、それは大きな欺瞞であり、さいたま市の管理職の中には多数の保育園長及び看護師長（いずれも全員女性）が含まれるため、全</p>	<p>2013年に「さいたま市行財政改革白書」を作成する際には、一つの数値にとらわれずに、分析したうえで評価する旨を述べていることから、今回は勧告等を行わないこととした。</p> <p>（処理 平成25年5月14日）</p>

<p>体（教員を除く。）の女性登用率はその分だけ高くなるカラクリとなっていて、同データの出典である内閣府男女共同参画局HPの公表資料（【第2号証】）をよく見ると、たとえば本庁の一般行政職の女性登用率は4.1%とグンと低く、19政令市中ナント16位とビリのグループに入っているのが実態であり、したがって人事課（行財政改革推進本部も共同正犯の疑いがあります。）のやり方は、市民と条例の理念を愚弄する恣意的・作威的な情報操作といわざるをえず、さいたま市幹部職員に特有のモラルハザード的病理の現れ的一端にほかならず、よって苦情処理委員は（さいたま市村）人事課及び行財政改革推進本部に対して、仕事と給与を保障された公務員（ただし、同本部の担当副参事は任期付職員です。）として誠実かつ正しい道を歩むよう、つまり条例の理念を踏まえて市民に対する説明責任と情報公表を十分に尽くすよう、熱いお灸をすえる勧告を出してください。</p> <p>（申出 平成25年2月21日）</p>	
<p>収受番号24-9</p> <p>さいたま市役所本庁舎3階の機器室の外側壁面（通路側）に、パンフレット『さいたま市公共施設マネジメント計画』（担当は行財政改革推進本部。A版・12ページ・2012年7月作成・発行部数3000部。残部は数百部。【第1号証】）の1ページ目を拡大したものが掲出されていますが、同ページに使用されているイラストの中の家族会議の場面（母親・父親・子ども2人）には、エプロンをつけた母親がお茶碗をのせたお盆を持っているイラストが描かれていて、このイラストはまさに、家父長制家族における専業主婦像を肯定的に描いているものとして受け止められるので、公的広報においてこのイラストのように、性別による固定的な役割分担意識を助長させると客観的にみなせる無意図的教育効果をもつ表現を無自覚的に採用し使用することは、結果として、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第3条（基本目標）第2項「男女共同参画のまちづくりに当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすように努め…なければならない」という職員服務義務の定め違反するものであり、かつ「男女共同参画基本法」（1999年6月・法律78号）が定める基本理念のうち、第3条（社会における制度又は慣行についての配慮）の規定にも違反し、さらに、さいたま市職員においては、21世紀の日本において男女共同参画社会の実現が最重要課題であるという認識があまりにも希薄である現状を踏まえ、貴職の権限と</p>	<p>今後、「さいたま市公共施設マネジメント計画」のパンフレットを増刷する際には、性別による固定的な役割分担意識を助長させるイラストについて修正する旨を述べていることから、今回は勧告等を行わないこととした。</p> <p>（処理 平成25年7月25日）</p>

<p>責任により、さいたま市長に対し、ただちに当該イラスト部分をマスキングするなど（当該掲出物の撤去・残部パンフレットの廃棄を含む。）の是正措置をするよう、勧告等を行ってください。</p> <p>（申出 平成25年7月25日）</p>	
<p>収受番号24-10</p> <p>先日の3月25日と26日にTV・新聞で大きく報じられたさいたま市の認可保育所不足問題について、私は当事者ないし関係者ではありませんが、市民オンブズパーソン（市民の代理人）的な立場から苦情申出をします。</p> <p>すなわち、報道によると、新年度の市の認可保育所（146か所）の募集定員3866人に対して入所申請者が5052人あり、このうち1673人が入所不承諾（一次選考）となり、このほど7人の申請者が集団で審査請求に及び、また9人の申請者が認可保育所の増設を求める要望書を提出しました。現状に対して、「入所できないという事態に直面し、生活や人生が根底から覆される不安と怒りで震えている」「やりがいを感じていた仕事を辞めなければならなくなった」「一時保育を利用しているが、月14万円も掛かる」といった申請者の深刻な声が溢れています。行政の怠慢により、女性が退職を余儀なくされたり、就業できない状態が続いたりする事態が起こることは、決して許されず、貴職の権限と責任において、現状の保育所設置施策を多面的に厳しく監察し、さいたま市長に対して、男女共同参画のまちづくりのために必要な勧告等を緊急に行ってください。</p> <p>詳細は追って述べます。</p> <p>（申出 平成25年7月25日）</p>	<p>さいたま市は、今後も認可保育所を増やす方針であり、さらに、認可保育所以外のさいたま市が独自で認定しているナーサリールームや家庭保育室などの認可外保育施設についても併せて増やす計画があり、待機児童解消に向けた取り組みをしている事実が認められるため、現時点では勧告等を行わないこととした。</p> <p>（処理 平成25年7月25日）</p>
<p>収受番号25-1</p> <p>(1) 関係課 市長公室広報課</p> <p>(2) 市長公室広報課が2013年3月に全庁の職員向けとして同課職員が自力で作成した『広報ガイドブック』（A4判・60ページ。650部。1部あたりの印刷費は概算で112円。以下、本冊子という。【第1号証】）をたまたま目にして内容を見たのですが、その編集方針あるいは執筆した職員らの職務意識には、公的広報における男女共同参画の視点が希薄なのではないか、と強く疑われます。個々の記述文章に問題と思われる部分もありますが、最も指摘したいことは、たとえば、本冊子の「はじめに」に相当する冒頭部分や「目次」の欄外などに、《「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の理念からの広報のあり方については、</p>	<p>市が行う広報については、人権、男女共同参画等、不適切な表現を行わないようしっかり注意すべきである。ご指摘の広報ガイドブックには確かに男女共同参画について留意すべき事項の記述はない。</p> <p>しかしながら男女共同参画については所管課から不適切な表現を行わないよう、別途、注意喚起が行われていることから法令遵守においてはなほだしく欠けるところはないと認め、助言勧告等を行わないこととした。</p>

<p>男女共同参画課の『男女共同参画の視点からの公的広報の手引』を参照してください」といった法令コンプライアンスへの留意が欠落していることです。さいたま市の職員なので、少なくとも、さいたま市で制定されている条例ぐらひはよく理解し、それを遵守しながら“のびのび”とお仕事をしてほしいと思います。法令理解を“のびのび”にして無知のままにお仕事をされては、職務内容すべてが法令違反だらけになりかねません。</p> <p>ついては、本冊子の問題となる記述部分の速やかな是正と、同課職員に男女共同参画の視点を堅持するよう意識改革を強く促す具体的方策を確立すべきよう求めます。</p> <p>(申出 平成25年12月3日)</p>	<p>(処理 平成26年3月3日)</p>
<p>収受番号25-2</p> <p>《関係課》 環境局資源循環推進部資源循環対策課</p> <p>昨年(2012年)、浦和区情報公開コーナーの室内に置いてある情報ラックの中の広報誌「護美だより」やその隣室の「コミュニティ活動コーナー」の使用掲示板で、「さいたま市リサイクル女性会議(浦和)」という名称を目にして、“今時、変な名称だなあ。でも、何と名乗ろうと市民団体の自由だし。まっ、いいか。”とっていました。その後念のため、その市民団体に関係する課を問い合わせると、担当課は資源循環政策課でした。そこで同年8月8日(水)、同課の職員と面談し説明を受けたところ、ナントその市民団体は、市役所が策定した「さいたま市リサイクル女性会議要綱」(2001年5月・告示第77号。市長決裁。)を根拠に設置され(会長は各自治会の推薦による。)、補助金が毎年度約100万円支出されているということでした(一瞬、思考停止)。同職員に「その要綱の存在は、市の男女共同参画のまちづくり条例の趣旨から問題はないのでしょうか?」と質問したところ、同年8月20日(月)ファクスで次のような回答がありました。</p> <p>《資源循環政策課からの回答(2012年8月20日)》</p> <p>「発足の当時から、女性の感性を生かし、身近な環境問題に取り組もうということから自主的な活動をされているもので…すが、発足当時と現在の市や会を取り巻く状況も変化しております。…今後は、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例の趣旨も踏まえ、こうした活動をより幅広い枠組みで取り組んでいけるよう、あり方を含め検討してまいります。」</p> <p>しかしながら、今年の12月4日(水)に同課の職員に再び面談し検討状況を質問すると、「現在も検討中です。」という返答でした。おおよそ以上の経過を経て、貴職への苦情申出に</p>	<p>さいたま市リサイクル女性会議については、現在あり方の検討が行われているところである。申出人が平成24(2012)年8月8日に最初に質問してから1年6ヶ月、苦情申し立てから2ヶ月経っているが、聴聞の結果、なおしばらく経過を見守るべきであるとの結論に達し、助言勧告等を行わないこととした。</p> <p>(処理 平成26年3月3日)</p>

<p>及びました。</p> <p>市が策定した「さいたま市リサイクル女性会議要綱」と「さいたま市リサイクル女性会議事業補助金交付要綱」の内容、及び資源循環政策課におけるそれらの要綱の解釈・運用の状況等、現在の「さいたま市リサイクル女性会議事業」は、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」における基本目標（第3条）及び基本施策（第9条）に則ってすすめられているとは到底いえないのではないのでしょうか。したがって、それらの要綱は条例違反で無効になるので、直ちに廃止されるべきです。また、同職員によるリサイクル女性会議への関与も、当然に直ちに中止されるべきであり、補助金についても、直ちに清算されるべきです。</p> <p>（申出 平成25年12月16日）</p>	
<p>收受番号25-3</p> <p>今年（2013年）の11月、たまたま立ち寄った公民館で、ロビーの掲示用ボードに提出されていた「11月1日は計量記念日」という標語入りのカラーポスター（計量記念日全国統一ポスター。一般社団法人日本計量振興協会作成。）がすぐに目に入りました。というのは、A2判サイズのそのポスターのスペースの大部分が、“若くて美しい”女優（安めぐみ）の“やさしい”笑顔で占められていたからです。同ポスターの下帯には、やや大きな字で「さいたま市計量検査所」の名称が刷り込まれていました。</p> <p>また、前々回の苦情申出（12月3日付け）で、広報課の『広報ガイドブック』に男女共同参画の視点が欠落していることを指摘しましたが、同じ広報課が作成した『さいたま市ガイドブック（南版）』（2013年6月に株式会社サイネックスと共同発行）を見直してみると、113ページに、1ページの三分の一を使った大手都市銀行のVISAカードの広告が掲載されていて、“若くて美しい”女性の“やさしい”笑顔がその半分のスペースを占めていました。さいたま市の職員が広報活動をすすめるさいには、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第8条の「何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担…を助長…させる表現…を行わないよう努めなければならない」という規定の趣旨を踏まえた上で、具体的には、男女共同参画課の『男女共同参画の視点からの公的広報の手引き』における留意点（「女性をむやみに“アイキャッチャー”にしていませんか」など）を参考にするなどして、男女共同参画の視点に立った表現を目指さなければならないはずです。たとえ、第三者が作成した表現物</p>	<p>さいたま市においては、公衆に表示する情報について、男女共同参画の視点に立った表現を心がけなければならないことは申出人の指摘するとおりであり、性別役割分担を助長したり、女性を性的対象物化する表現は不適切である。ただし、さいたま市が作成する表示物と、民間の団体や個人が作成する表示物とは、同一の基準にのっとって判断すべきではない。</p> <p>ご指摘の「計量記念日のポスター」は、一般社団法人日本計量協会が作成したものに「さいたま市計量検査所」の名称を印刷したものであり、さいたま市が独自で作成したものではない。また内容からみて、ポスターの掲示を控えるべきというほどのものでもないと思われることから、助言勧告等を行わないこととした。</p> <p>もう一つのご指摘の『さいたま市ガイドブック（南版）』については、民間企業の広告であり、内容からみても、掲載を断るべきものではないと思われることから、やはり助言勧告等を行わないこととした。</p> <p>（処理 平成26年3月3日）</p>

であっても、さいたま市の名義で使用する場合は、同様な視点からその使用の可否を判断されなければならないはずで

ずです。
市長は職員に法令コンプライアンスの徹底を求める観点から、市の名義によるポスターや刊行物の作成のさいには、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の趣旨を正確に踏まえるよう、職員研修を工夫・強化するなどして、職員に対して男女共同参画についての啓発を推進してください。

(申出 平成25年12月19日)